

○環境省令第十七号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第五項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

環境大臣 石原 宏高

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書)</p> <p>第三十一条の四 法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)第二条第二項に規定する貯留事業(鉱物の掘採に伴うものを除く。以下同じ。))のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)</p>	<p>(沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書)</p> <p>第三十一条の四 法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)</p>

三・四 (略)

(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)

第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

四 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削又は同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

当該特定行為が、次のいずれにも該当すること。

イ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

ハ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五 (略)

三・四 (略)

(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)

第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

四 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

当該特定行為が、次のいずれにも該当すること。

イ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

ハ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五 (略)

(沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書)

第三十一条の七 (略)

2 (略)

3 法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削)を行う場合に限る。)並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)とする。

(沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書)

第三十一条の七 (略)

2 (略)

3 法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削)を行う場合に限る。)並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画(鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。)とする。

## 附 則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和八年政令第五百五十二号）の施行の日から施行する。